（第１号別紙）

移住支援金対象法人に係る登録の申請に関する誓約事項

１　滋賀県移住支援事業に関する報告および立入調査について、滋賀県および滋賀県内の市町から求められた場合には、それに応じます。

２　移住支援金対象法人に係る登録の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合、当該登録の取り消しに応じます。

３　移住支援金対象法人に係る登録の申請に当たって、移住支援金申請者が就業して１年以内に職を辞した場合は、申請者の居住する市町へ連絡します。